



平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。保険料の納付方法は、日本年金機構から送られる納付書のほかに、クレジットカードによる納付、インターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方（※）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

年金

国民年金保険料 納付は期限までに

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

納付が難しいときは

保険料の納付が困難な場合は、免除制度や納付猶予制度があります。町民税務課国保年金係へご相談ください。

納付期限が短縮

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。対象となる方には日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次送付していますので、届きましたら「ねんきんダイヤル」で予約の上、お早めの手続きをお願いします。

詳しいお問い合わせは

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

籍

マイナンバーカードの休日交付 事前の予約が必要です

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■予約窓口 町民税務課戸籍係
平日午前8時30分～午後5時まで

■休日交付日 7月30日(日)

■交付時間 午前10時～午後3時

■受け取りに必要なもの

・マイナンバー通知カード(申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの)

・個人番号カード交付通知書(ご連絡に同封されたハガキ)

・写真付本人確認書類(運転免許証など)

・印鑑(ゴム印不可)

・お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)

※代理人による受け取りは本人が入院中などで来庁が困難な場合に限りさせていただきます。

親子クッキング教室

問 保健センター ☎77-1891

保健推進員協議会では、親子クッキング教室を開催します。参加を希望する方は、保健センターまでご連絡ください。

幼児の部

■対象 2歳以上の幼児とその家族
■日時 8月3日(木) 午前9時45分～
■場所 福祉センター「やすらぎの里」
■内容 食育ゲーム、おやつづくり

■参加費 無料
■定員 親子20人
■締切り 7月25日(火)

小学生の部

■対象 小学生とその家族
■日時 8月24日(木) 午前9時45分～
■場所 福祉センター「やすらぎの里」
■内容 食育ゲーム、ランチクッキング

■参加費 無料
■定員 親子25人
■締切り 8月15日(火)

医療

後期高齢者医療制度
医療保険料の軽減率が変わります

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、負担能力に応じた負担が必要です。そのため、平成29年4月から、75歳以上の方の保険料の軽減率が変わりました。

75歳以上の方の保険料は、年収に応じて納めていただく部分（所得割）と、全員に納めていただく定額部分（均等割）があります。

① 所得割の額が変わる方

↓年収約153万円〜約211万円の方

平成28年度までの所得割は、特例的に5割軽減されていましたが、29年度は2割軽減になりました。均等割の定額部分は変わりません。

② 均等割の額が変わる方

↓元被扶養者で、特定の要件に該当する方

平成28年度までの均等割は特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減になりました。

※元被扶養者とは…75歳になる

前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

※特定の要件の例…単身の方で

保険料を年金引き落としで納めている方へ

あれば、年金収入が168万円を超える方など。75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など。

年金からの引き落としの場合、前半（4月、6月、8月）の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半（10月、12月、2月）で残りの保険料を調整します。そのため、実際に引き落とし額が増えるのは10月からです。



減塩料理で健康第一
(6月1日 はつらつクッキングサロン)

福祉

子ども医療費助成受給券の更新
新しい受給券を郵送します

問 福祉保健課 子育て支援係 ☎77・3914

現在お使いの子ども医療費助成受給券の有効期限は平成29年7月31日です。平成29年8月1日以降の新しい受給券は、7月末に郵送いたします。

■更新にあたっての注意

- ・平成29年1月2日以降に芝山町へ転入された保護者の方や芝山町外に住民登録がある保護者の方は、「平成29年度市町村民税課税証明書」または「非課税証明書」の提出が必要です。
- ・平成28年分所得税確定申告および平成29年度市町村民税申告が済んでいない方は、課税状況が確認できません。至急申告をお済ませください。

【注意】

- ・提出や申告が済んでいない方は、新しい受給券が発行されません。
- ・今年度の児童手当現況届にて提出済みの方は、再度提出の必要はありません。
- ・登録内容（保護者、住所、氏名、健康保険証など）に変更が生じた場合は、届け出が必要です。福祉保健課子育て支援係にて手続きをお願いいたします。

旧東小学校の利活用
事業について

問 総務課 契約管財係 ☎77-3907

町では、3月に策定した「芝山町公共施設等総合管理計画」に基づき、学校跡地を地域の活性化や町の発展につながる取り組みに活用したいと考えています。その一環として、旧東小学校について公募型プロポーザル方式（※）により利活用提案を募り、最も優れた提案者に対象物件を貸し付け、管理運営を行っていただきます。

詳細は、町ホームページをご覧ください。

※公募で企画を提案してもらい、集まった中から最も優れた企画を選定する方式